

暮らし等



6月4日(土)から リサイクル自転車を販売します

◇販売店舗…1店舗5台程度販売※価格は店舗により異なる◇実施…東京都自転車協同組合豊島支部
☎交通安全対策グループ☎3981-4856

店舗名	電話
山岸モーターズ (北大塚2-13-3)	3917-3984
久保木サイクル (上池袋2-40-14)	3916-2063
玉井モーターサイクル (池袋本町4-25-8)	3983-4944
茂野サイクル (池袋3-69-7)	3983-1207
サイクルショップコバヤシ (池袋4-36-5)	3982-1541
飯箸自転車商会 (要町1-7-1)	3957-0398
小崎サイクル商会 (要町2-10-7)	3957-0693
マツダサイクル (南長崎5-16-6)	3951-8386
英輪社 (高田2-10-9)	3983-6884

募集



豊島区商工政策審議会の委員

産業振興に関する事項を審議◇対

象…区内在住または在勤の18歳以上で、産業振興に関心があり、平日昼開催(年3回程度)の審議会に出席できる方◇募集人数…3名◇任期…委嘱の日(8月予定)~令和6年3月31日◇報酬…1回13,700円◇選考…一次/書類選考、二次/面接選考☎所定の申込書(生活産業課で配布。区ホームページからダウンロードも可)を郵送かEメールで6月10日(必着)までに、当課産業振興計画グループ☎MA0014205@city.toshima.lg.jpへ。直接窓口申込みも可。
☎当グループ☎4566-2742

「第34回池袋演劇祭」審査員

9月1~30日に開催する「第34回池袋演劇祭」の審査員◇次のすべてに該当する方。①開催期間中に事務局が指定する数公演を必ず鑑賞して指定の採点表に記入・提出できる、②18歳以上で演劇祭行事に積極的に参加できる☎6月20日までに当祭ホームページ☎https://ikebukuroengekisai.jp/から申込み。
☎当祭実行委員会事務局☎070-7404-7855(平日午前10時~午後5時)

健康



令和4年度 子宮頸がん予防接種のお知らせ

対象の方に4月末に予診票を発送しました◇接種期間…高校1年生相当となる年度の3月31日まで※平成18・19年度生まれの方は令和7年3月31日まで。期間外は費用助成は受けられません◇送付対象者…平成18年4月2日~平成22年4月1日生まれの女子◇自己負担額…無料◇実施方法…予診票を23区内指定医療機関に持参◇定期接種の機会を逃した方…平成9年4月2日~平成18年4月1日生まれの女性については、今後区ホームページなどにより周知。
☎健康推進課管理・事業グループ☎3987-4173

骨太教室 (骨粗しょう症予防教室)



6月24日(金) 午後1時30分~4時
長崎健康相談所◇骨密度測定とその結果の見方、保健師による日常生活の話、運動指導員による運動実技、栄養士による食事の話◇20~40歳代で医師に運動の制限をされていない

女性※乳児がいる方優先◇10名(限2か月以上2歳未満児。5名。先着順。
☎5月23日から電話かファクスで「当相談所☎3957-1191、FAX3958-2188」へ※先着順。

イベント



豊島区東日本大震災支援 復興祈念写真展

6月3日(金)~5日(日) 午前11時~午後5時※3日は午後2時から 東京芸術劇場地下1階アトリエイースト☎当日直接会場へ。
☎防災危機管理課管理グループ☎3981-2100

イケ・サンパーク ファーマーズマーケット

毎週土・日曜日 午前10時~午後4時※5月29日(日)は休止。としまみどりの防災公園(IKE・SUNPARK)◇季節の旬な野菜を生産者が直接販売。区内の名品や交流都市の逸品も出店。詳細はホームページ参照か問い合わせてください。
☎当事務局☎6914-1782(午前8時~午後5時)



介護職員資格取得費用の一部助成

◇対象費用…①生活援助従事者研修受講料、②介護職員初任者研修受講料、③介護職員実務者研修受講料、④介護福祉士国家試験受験手数料などの一部
◇助成金額…①~③受講料(テキスト代、実習の費用などを含む。1,000円未満切り捨て)、④受験手数料、登録手数料(登録免許税除く)
◇助成限度額…①50,000円、②80,000円、③100,000円、④受験手数料18,380円および登録手数料3,320円
◇対象…①~③/④~⑥をすべて満たす介護職員の方。④当該研修を修了している(①は令和

2年4月1日以降に修了していること)、⑤当該研修修了後、3か月以内に区内介護サービス事業所に勤務し、3か月以上(③は3か月以上かつ通算45日以上)就労が継続している。区内事業所にすでに就労している方も同じ(①・②で登録ヘルパーの場合、就労時間が45時間を超えていること)※派遣で就労している方は対象外、⑥ほかの制度による助成を受けていない、④/④~⑥をすべて満たす介護職員の方。⑥介護福祉士試験に合格し、介護福祉士登録証の交付を受けている、⑦当該登録後、3か月以内に区内介護サービス事業所に勤務し、3か月以上

かつ通算45日以上就労が継続している。区内事業所にすでに就労している方も同じ、⑧ほかの制度による助成を受けていない。
☎交付申請書兼請求書(区ホームページからダウンロード可。勤務先の就労証明欄あり)に①~③は研修受講料の領収書(原本)および研修を修了した旨の証明の写しを添付、④は受験手数料の領収書の写しおよび登録手数料の領収書(原本)、合格証書および登録証の写しを添付し、介護保険課管理グループへ郵送か持参※先着順。予算額に達し次第終了。
☎当グループ☎3981-1942

後期高齢者医療制度「減額認定証」「限度額適用認定証」のお知らせ

【自己負担割合が1割の方】

後期高齢者医療制度の加入者で、世帯全員が住民税非課税の場合は、申請により「減額認定証」(限度額適用・標準負担額減額認定証)の交付を受けることができます。医療機関などの窓口で提示すると、保険適用の医療費の自己負担限度額の区分I、IIが適用され(表1)、入院時の食費(表2)が減額されます。

【自己負担割合が3割の方】

同じ世帯の後期高齢者医療被保険者全員の住民税課税所得がいずれも690万円未満の場合は、申請により「限度額適用認定証」の交付を受けることができます。医療機関などの窓口で提示すると保険適用の医療費の自己負担限度額の現役並み所得I・IIが適用されます(表1)。
※該当する方は担当窓口申請してください。

※75歳になる前に加入していた保険で減額認定証・限度額適用認定証を交付されていた方も、後期高齢者医療制度に加入した場合は、改めて申請が必要です。

(表1)
1か月の自己負担限度額

負担割合	所得区分	外来+入院		認定証対象
		外来(個人ごと)	(世帯ごと)	
3割	現役並み所得Ⅲ課税所得 690万円以上	252,600円+ (10割分の医療費-842,000円)×1% <140,100円注3>		×
	現役並み所得Ⅱ課税所得 380万円以上	167,400円+ (10割分の医療費-558,000円)×1% <93,000円注3>		○
	現役並み所得Ⅰ課税所得 145万円以上	80,100円+ (10割分の医療費-267,000円)×1% <44,400円注3>		○
1割	一般	18,000円 (144,000円注2)	57,600円 <44,400円注3>	×
	住民税非課税等注1	8,000円	区分Ⅱ 24,600円	○
区分Ⅰ	15,000円		○	

注1
区分Ⅱ…住民税非課税世帯であり、区分Ⅰに該当しない方。
区分Ⅰ…ア、住民税非課税世帯であり、世帯全員の所得が0円の方(公的年金収入は80万円を控除、給与収入は給与所得控除後さらに10万円を控除し計算)。
イ、住民税非課税世帯であり、高齢福祉年金を受給している方。

注2
計算期間1年間(毎年8月1日~翌年7月31日)のうち、基準日時点(計算期間の末日)で一般区分または住民税非課税区分である被保険者について、一般区分または住民税非課税区分であった月の外来の自己負担額(月間の高額療養費が支給されている場合は支給額を控除した後の額)を合算し、144,000円を超える場合に、その超える分を高額療養費(外来年間合算)として支給します。

注3
過去12か月間に、高額療養費の支給が3回あった場合の4回目以降から適用になる限度額(多数回該当)。ただし、「外来(個人ごと)の限度額」による支給は、多数回該当の回数に含みません。なお、現役並み所得の被保険者は、個人の外来のみで「外来+入院(世帯ごと)」の限度額に該当した場合も、多数回該当の回数に含みます。

(表2)
一般病床への入院時の食事代
(1食あたりの自己負担額)

所得区分		食費 (1食につき)	
現役並み所得・一般		460円※1	
住民税非課税等	区分Ⅱ	90日以内の入院 (過去12か月の入院日数)	210円
		90日を超える入院 (過去12か月の入院日数) 長期入院該当 ※2	160円
	区分Ⅰ	100円	

※1…①指定難病患者の方は1食260円に据え置き。
②精神病床へ平成27年4月1日以前から継続して入院している患者の方は、当分の間、1食260円に据え置き。

※2…区分Ⅱの減額認定を受けていた期間の入院日数が、過去12か月で90日(他の健康保険加入期間も区分Ⅱであれば通算可)を超える場合は、入院日数のわかる医療機関の請求書・領収書などを添えて窓口で申請してください。なお、長期入院該当日は申請日の翌月1日となり、入院91日目から申請した月の月末までの食事は差額支給の対象です。

☎後期高齢者医療グループ☎3981-1332